

新温泉町「廻船問屋千原屋道盛邸」整備基本計画等委託業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

新温泉町（以下「町」という。）では、「廻船問屋千原屋道盛邸」を日本遺産「北前寄港地・船主集落」の拠点施設として観光及びまちづくりに活用するにあたり、「廻船問屋千原屋道盛邸」整備に伴う基本計画業務等を委託する事業者の選定を行います。

「廻船問屋千原屋道盛邸」整備にあたって効果的で現実性の高い基本計画等を作成するためには、当該業務に適した知識、専門性、経験等を有する複数の事業者等を公募するプロポーザル（企画提案）方式を採用し、業者選定を行います。

この要項は、「廻船問屋千原屋道盛邸」の整備基本計画等に係る委託業務（以下、「本委託業務」という）について事業者から提案書を徴収するにあたり必要な事項を定めたものです。

2. 業務委託の概要

(1) 業務名称

新温泉町「廻船問屋千原屋道盛邸」整備基本計画等委託業務

(2) 業務内容

別添 新温泉町「廻船問屋千原屋道盛邸」整備基本計画等委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）の内容に基づき業務を実施するものとする。

(3) 業務期間

基本計画等及び許認可手続きを含めて、契約締結の日から令和8年11月末までとします。

(4) 委託料上限額

6,862,000円（消費税及び地方消費税含む。）

(5) 支払条件

業務完了後一括払い（請負額の3/10以内の前払い可）

(6) 契約の保証

金銭的保証（契約金額の10分の1）。なお、新温泉町財務規則第104条に規定する事項に該当する場合は申請により免除する。

3. 応募資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件を全て満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (4) 参加申込書の提出期限までに、令和8・9年度新温泉町入札参加資格者名簿（※随時受付可）に、登録種別が「委託（建築一般）」で登録されている者であること。なお、この場合において、参加資格審査申請に関する問合せ及び提出は、新温泉町総務課管財係に行うこと。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている設計事務所が携わること。
- (6) 公募日から過去10年間において、日本国内で指定及び登録有形文化財（建造物）の設計業務等の実績がある者、又は関わったことがあること。
- (7) 本委託業務の受注者となる者の中に一級建築士及びヘリティジマネージャーの資格を有した者が、参加申込書の受付日から起算して過去2カ月以上の直接的かつ恒常的なかわりがあること。
- (8) 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び新温泉町の指示に柔軟に対応できること。
- (9) 参加申込書の提出日現在で新温泉町の指名停止措置を受けていないこと。なお、参加申込書の提

出日から契約締結までの間に、新温泉町から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

4. スケジュール

- (1) 募集要項、仕様書等公表 令和8年4月13日(月)
- (2) 現地説明会の開催 令和8年4月24日(金) PM2:00 ~ PM4:00
※現地見学を希望する場合は、令和8年4月23日(木)までに電子メールで申し込むこと。
- (3) 業務実施に係る質問の受付 令和8年4月25日(土) ~ 5月1日(金)まで
- (4) 質問への回答 令和8年5月11日(月)
- (5) 参加申込書兼誓約書等の提出 令和8年5月18日(月)まで
- (6) 第1次審査書類等の受付 令和8年6月15日(月)まで
- (7) 第2次審査(プレゼンテーション)の実施 令和8年6月22日(月) ※予定
- (8) 審査結果公表 令和8年6月下旬
- (9) 契約の締結 令和8年6月下旬

5. 質問受付期間及び回答

実施要領及び特記仕様書等に関し、不明な点がある場合は質問書(様式7)を提出すること。

- (1) 受付期間 令和8年4月25日(土) ~ 令和8年5月1日(金) 午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書(様式7)を事務局メールアドレス宛てに電子メールにより提出し、この送信後事務局へ電話連絡し、受信確認をすること。
- (3) 回答方法 回答は、令和8年5月11日(月)に質問者名をふせて町ホームページに掲載する。
※質問の回答内容は、実施要領等の追加又は修正とみなす。
- (4) 送信先 新温泉町教育委員会 生涯教育課 文化財室 (浜坂先人記念館内)
E-mail : bunkazai@town.shinonsen.lg.jp 電話 0796-82-4490

6. 参加申込書兼誓約書等の提出

- (1) 提出期日 令和8年5月18日(月) 午後5時まで。
- (2) 提出方法 事務局(下記12)へ持参又は郵送。
なお、持参の場合は午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は必ず書留とすること。
- (3) 提出書類(事業者1者につき1提案とする)
 - ①参加申込書兼誓約書(様式1) 1部
 - ②事務所概要書(様式2) 9部
 - ③事務所業務実績(様式3) 9部
※契約実績を証明する書類は1部
 - ④業務推進体制概要(様式4) 1部
※協力事務所がある場合
※配置予定技術者の業務実績 9部
※契約実績・雇用関係を証明する書類、資格者証(写)は1部
 - ⑥企画提案書(様式5及び任意様式) 9部
 - ⑦委託業務見積書(任意様式) 9部
(見積金額の内訳を記載すること。消費税込)

- ⑧基本計画等業務工程表（任意様式） 9部
- ⑨上記①～⑧を電子化（PDF形式）したものをCD-Rに記録したもの 1部

7. 企画提案書（様式5）作成及び記載上の留意事項

「業務仕様書（別紙1）」、～「整備活用方針（別紙2）」を踏まえ、以下の点に留意して様式5（A3横）5枚以内（カラー印刷）で提案すること。

- (1) 「廻船問屋千原屋道盛邸」の整備・活用のゾーニング図及び平面計画等のイメージ図、その他の提案事項等を記述すること。
- (2) 「廻船問屋千原屋道盛邸」の整備後の運営上、想定される収益性と持続性について記述すること。
- (3) 「廻船問屋千原屋道盛邸」活用整備に取り入れたい新しい発想など、特に重視する設計上の工夫事項について記述すること。

8. 事業者の選定

事業者の選定については、以下の手順により実施する。

(1) 1次審査（書類選考）

1次審査では事業者が提出した書類を審査する。参加事業者が多い場合は2次審査対象者として上位3者程度を選定する。

結果通知は令和8年6月17日（水）付けで1次審査書類を提出した全事業者に書面を発送する。また、2次審査対象者については、電子メールでも通知する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

①実施日時・場所

令和8年6月下旬 新温泉町多目的集会施設（予定）

なお、正式な決定は別途書面及び電子メールで通知する。

②実施時間

1事業者につき35分以内（プレゼンテーション20分、ヒアリング15分以内とする。）

③その他

- ・プレゼンテーションは、本業務に直接携わる管理技術者を含み、出席者数は4名以内とする。
- ・プロジェクター及びスクリーンは、事務局が用意する。
（プロジェクター＝エプソン社製 EH-DM30、パソコンとの接続はVGA変換アダプタ（HDMI）有り）
- ・プレゼンテーションは、提出された書類をもとに行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

(3) 選定方法

一次審査及び二次審査は、学識者及び関係者で構成する「廻船問屋千原屋道盛邸」整備基本計画等委託業務プロポーザル審査会を設置し、下記評価基準をもとに総合的に評価・審査し、2次審査で最高得点を得た者を本設計業務の候補者として選定する。

①1次審査（100点）

| 評価項目 | 評価ポイント | 配点 |
|--------|---|-----|
| 業務推進体制 | 事務所の評価・類似業務実績・人員配置・配置技術者の能力・業務プロセスとスケジュール | 35点 |
| 見積価格 | (参加者最低見積価格÷貴社見積価格) | 20点 |
| 企画案内容 | 整備・活用・運営コンセプトに対する提案等 | 45点 |

②2次審査（100点）

| 評価項目 | 評価ポイント | 配点 |
|-----------|----------------------|-----|
| 1次審査の結果 | 1次審査の評価点数÷10 | 10点 |
| プレゼンテーション | 取組意欲、説得力及び対応力 | 30点 |
| 企画提案内容 | 整備・活用・運営コンセプトに対する提案等 | 60点 |

※1次・2次審査で小数点が出る場合は、小数点第2位を四捨五入とする

※詳細な評価基準及び評価視点は、新温泉町「廻船問屋千原屋道盛邸」整備基本計画等委託業務プロポーザル審査会で定める。

(4) 結果の通知

最終審査結果は、令和8年6月下旬（予定）に2次審査を行った全事業者に書面及び電子メールで通知する。

9. 契約の締結

(1) 前記8の事業者の選定により本業務委託の候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。

なお、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は新温泉町から業務委託契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

(2) 契約の締結時には、改めて見積書（内訳詳細を記したもの）を提出すること。

10. 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 資格要件を満たさない者が書類を提出した場合
- (3) 提出書類が概要書に示された条件に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) その他、町長が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

11. その他留意事項

- (1) 参加申込書の提出以降に辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 現地説明会は1回、令和8年4月24日（金）に開催する。それ以外は、開催しない。
- (6) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、新温泉町情報公開条例（平成17年条例第16号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (8) 審査経過、結果等に関する問合せ、異議申立ては受付けないものとする。
- (9) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (10) 参加者は、新温泉町財務規則等を熟読し、その内容を十分に承知した上で参加すること。
なお、契約に係る例規等については以下（町ホームページ）で確認すること。

<http://www.town.shinonsen.hyogo.jp>

- (11) 参加申込者が1者のみの場合は、書類選考、ヒアリングを行った上で、本業務委託を委託するにあたり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し選定する。
- (12) 基本計画等委託業務仕様書に記載の内容については、業務を進めていく上で、軽微な変更を行う場合がある。

1 2. 事務局 (提出・問い合わせ先)

〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 1208

新温泉町教育委員会 生涯教育課文化財室 浜坂先人記念館内 ※毎週木曜日は、休館

TEL : 0796-82-4490 (直通) / FAX : 0796-82-4490

E-mail : bunkazai@town.shinonsen.lg.jp 担当 : 桶本・中井